

## 中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成30年3月20日第8回中種子町農業委員会総会を防災センター1階  
・第一会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

永浜三津子・梶原誠・浦元隆一・杉浦重喜  
上妻廣美・日高隆克・鳥居幸洋  
石堂季男・鮫島安平・中崎和行・東道洋・濱脇嘉則

3. 欠席委員

花野進

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第5 承認第2号 農用地利用集積計画について

日程 第6 承認第3号 農地法第3条許可の下限面積（別段面積）について

日程 第7 承認第4号 平成30年度標準農作業料金（案）について

5. 議事

(事務局長)皆さんおはようございます。ただいまから、第8回中種子町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。ここからは座って審議に移らせて頂きたいと思います。本日は、7番委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告をいたします。出席委員は13名中12名で、定足数に達しており、総会は成立しております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願いいたします。

(議長)座ったまま議事を進行させていただきます。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、8番日高委員、9番鳥居委員を指名します。

(議 長) 日程第2, 「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし。

(議 長) 異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

(議 長) 日程第3, 議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい、事務局です。私も座ったまま説明をいたします。資料の1頁をお開き下さい。議案第1号, 農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転, 件数2件, 筆数4筆, 面積 7,541 m<sup>2</sup>, 畑 7,541 m<sup>2</sup>です。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議 長) 次に、順位1について、担当調査委員の5番杉浦委員の説明をお願いします。

(5番委員) はい、5番杉浦です。議案第1号順位1について説明いたします。去る3月16日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇, 字〇〇〇, 地番〇〇〇〇-1, 地目畑, 面積 1,955 m<sup>2</sup>。大字〇〇, 字〇〇〇〇, 地番〇〇〇〇-1, 地目畑, 面積 2,337 m<sup>2</sup>です。譲渡人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地1, 〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子〇〇〇〇〇〇番地2, 〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所については、国道58号線を〇〇〇〇方面に進みますと〇〇〇〇があり、その200m手前です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願いいたします。

(議 長) ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) 別にありません。

(議 長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員) ありません。

(議 長) 質疑なしと認めます。次に順位2について、担当調査委員の2番梶原委員の説明をお願いします。

(2番委員) はい、2番梶原です。議案第1号順位2について説明いたします。去る3月11日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇, 字〇〇〇〇, 地番〇〇〇〇, 地目畑, 面積 1,279 m<sup>2</sup>。大字〇〇, 字〇〇〇〇, 地番〇〇〇〇, 地目畑, 面積 1,970 m<sup>2</sup>です。譲渡人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地2, 〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地2, 〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受

人が経営拡張となっております。場所については、国道58号線を〇〇〇〇方向に行くと左手に〇〇〇〇があります。そこを、右に〇〇 m 行った左側です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願ひいたします。

(議 長)ご苦勞様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号順位1から順位2については許可することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。従って、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転順位1から順位2については、許可することに決定しました。

(議 長)次に、日程第4、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。本案について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の3頁をお開き下さい。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明いたします。件数1件、筆数3筆、変更面積11,339 m<sup>2</sup>、契約年数6年の合意による解約でございます。なお、詳細につきましては、3頁から4頁に添付しております。ご審議の程、宜しくお願ひいたします。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」の件は、承認することに決定しました。

(議 長)次に日程第5、承認第2号「農用地利用集積計画について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の5頁をお開き下さい。承認第2号「農用地利用集積計画について」。平成30年3月30日を公告日とする利用権設定、貸借権12件、筆数22筆、面積91,403 m<sup>2</sup>の農用地利用集積計画を定めたいので、承認を求めます。詳細につきましては、6頁から23頁に添付しております。なお利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程を宜しくお願ひいたします。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については承認することに、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画について」の件は、承認することに決定しました。

(議長)次に日程第6、承認第3号「農地法第3条許可の下限面積（別段面積）について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局長)それでは承認第3号について、私の方から説明をさせていただきます。農地法第3条申請の下限面積は、現在 50a でございますが、これの検討をお願いしたいということで、まず、資料の25頁をお願いいたします。25頁、下限面積を設定している理由について、説明させていただきます。新たに農地を取得した後、ですから0㎡でも、下限面積以上を一回に取得すれば、これは、下限面積を達成したことになりますので、最初は0㎡でもかまわないことにはなりますが、新たに農地を取得した後においてもなお、下限面積に満たないような零細経営の農家の場合、農業で自立することができず、農業の生産性も低く、農業生産の発展と農用地の効率的な利用が図られにくいということで、ある程度の経営ができる面積を最低の面積と設定して、それ以下については許可はできないという面積を設定するものでございます。2で、「限りある農地の効率的な活用を図っていくためには、農業者として、農業経営に対する意欲も能力もある人に優先利用させ、零細なわが国の農業経営の規模拡大と構造改革に資することが国の対策として重要である」とありますが、これも、ある程度の国産の食料の自給率の確保、国策ということで最低の経営のできる面積を設けて、それ以下については基本的には許可ができませんというのが、下限面積の設定でございます。24頁をお開き下さい。今回の提案の趣旨でございますが、平成21年度の改正農地法により、以前は県知事が下限面積を定めていたのですが、今は農業委員会で定めることになっております。ただ、農業委員会で新たに別段面積の設定をしなければ、農地法第3条第2項第5号の規定により、下限面積は原則 50a であると決まっております。ですから、これ以外に設定をしなければ、この法律で 50a になる、決定されるということでございます。これまでの経緯につきましては、本町の下限面積は、平成21年11月16日に種子島1市2町の会長・局長会議の中で、島内統一した下限面積 50a を維持しましょうと、また、別段面積ということで、特例になりますが、農地の権利移動の不許可の例外、すなわち草花等のハウス栽培、高収益作物で、その経営が集約的に行われ、農業として経営ができるだろうと判断できる場合は、下限面積以下でも考慮をしてその都度検討するとい

うことで、平成21年11月24日の本町の定例総会でも承認されたところでございます。その後、毎年3月の定例総会において検討・承認され、本町の下限面積は現在の50aとなっております。その下の、農地法施行規則第17条第1項3号による別段面積の算定といたしますのは、25頁にあります。農家戸数のおおむね4割を下らない所で面積の設定をする規則があり、表はその計算式に当てはめたものでございます。本町の農家戸数が、販売・自給を合わせて1,177戸。その40%は471戸になります。これを下らないようにということは、471戸を超えないといけないということで、本町の面積別の戸数を30a未満、40～50a未満、50～100a未満、ということで出しておりますが、100aまでいっても220戸ということで、40%を超えることはございませんので、50a以下の下限面積の設定は、本町では無理でございます。下限面積をもし設定するのであれば、100aですけれども、これは実際の状況とかけ離れた面積となりますので、この計算式は本町では使えないということになります。以上のことから、平成30年度も農地法第3条第2項第5号の規定により、下限面積を現行の50aとするとともに、別段面積についても、農地の権利移動の不許可の例外、つまり高収益作物の場合であれば対応するということとしたいので、承認を求めるものでございます。下にはそれをまとめたものを掲載しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。以上、宜しくお願いします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第3号については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第3号「農地法第3条許可の下限面積（別段面積）について」の件は、承認することに決定しました。

(議長)次に日程第7、承認第4号「平成30年度標準農作業料金（案）について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局長)それでは引き続き私の方から、承認第4号「平成30年度標準農作業料金（案）について」説明をさせていただきます。資料の26ページをお開き下さい。昨年度から変更となった箇所については赤字で示させていただきます。それに基づいて説明をさせていただきます。一番上の「一般農作業料金」ですが、県の最低賃金が715円から737円に上がったことから、昨年までの5,720円から今回は5,896円に変更をするものです。甘藷の欄の「いも収穫機」は、5,400円から6,480円になっております。その中の「つる払いのみ」が3,240円、「掘り取り寄せ」が3,240円に、2,7

00円からそれぞれ変更となりました。これにつきましては、農業公社から、税込の2,700円では作業の受け手がいないと提案があり、西之表の作業料金を確認しましたところ、西之表では3,240円でしておりました。作業の労力を考えると、税抜きの2,500円では再委託ができる状況ではないと提案があり、公社の理事会でも承認されたところでございます。また、「水稻育苗」は648円から702円に上がっておりますが、これにつきましても農業公社の方から提案がありました。機械の維持費がかかり、育苗箱の更新等でも費用がかかっております。また、県内の各市町村は、ほとんどが700円以上です。さらに、育苗の収支に関して、22,000箱受けた場合、収入が1,320万円、支出が15,287,582円で、昨年度は2,087,582円のマイナス経理となっており、それを箱数で割ると、一箱当りおおむね94円のマイナスとなります。ただ、一度に94円を上げる訳にはいかないということで、水稻についても交付金等がなくなってきた状況で、半分の50円を上乗せして、702円にしたいと検討され、公社の理事会で承認され、本日の提案となっております。ご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議 長)ただ今の件について私の方からも一言申し添えたいと思います。3月2日に農業公社の理事会が開催されました。その中で、中種子町の委員の中から、個人の直接支払制度の7,500円がなくなり、水稻農家も意欲がなくなって大変ではないかという中で、育苗の値段を上げることはどうかという意見を申しましたところ、局長の説明にもありましたとおり、農業公社でも上げたいという話でした。また水稻育苗につきましては、農業公社、南種子の個人の農家からですけれども、安定的に水稻の育苗をしてもらいたい、育苗を請け負う農家がなくなり、自分で育苗をしなければならなくなると、ハウスを建て、土を買って、種をまいてということになりますから、到底それでは採算が取れないので、これからも安定的に苗を供給してもらうためにも、このような価格改正は必要だということで、私も同意をしてまいりました。以上です。それでは、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第4号については承認することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、承認第4号「平成30年度標準農作業料金(案)について」の件は、承認することに決定しました。

(議 長)これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成30年第8回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者